Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-07-04

マックス・ヴェーバーにおける法の概念 : 経験科学的法概念の再構成に向けて

高橋, 裕

(Citation)
法と国制の比較史 : 西欧・東アジア・日本:71-107

(Issue Date)
2018-05

(Resource Type)
book part

(Version)
Version of Record

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008899

※ この論文ファイルは印刷不可です。

マックス・ヴェーバーにおける法の概念

——経験科学的法概念の再構成に向けて

高橋　裕

I　経験科学的法概念の今日的課題

我々が〈法と社会〉の経験科学的観察を行なう際には、それが社会学的視角からのものであるにせよ、歴史学的視角からのものであるにせよ、多くの場合なんらかの「法」の概念を設定しているはずである。しかし、法概念の自覚的検討の作業が一部の論者によるものを除いて近年では必ずしも積極的に行なわれていないように見える一方で、現実の法状況と〈法と社会〉への関心の広まりとは、法の概念の再精錬を要求しているように思われる。[1]

もとより経験科学的な法概念は研究目的・研究視角に応じて操作的に設定されることになる（碧海（1959）: 47/Cotterrell（2016）: 203）が、今日の法状況を念頭に置くならば、以下のような要請を満たす法概念が設定されることが有益であろう。第一に、国家法以外にさまざまな水準で〈法〉[2]があり得ることを視野に入れうるものとすること。このような見方はもちろん「生きる法」の発想に密接に結びつき、法社会学のほとんど出発点に位置するものであるが、‘international’とは区別される意味で‘transnational’と表現される状態が生じ、また、‘universalisation’では

なく‘globalisation’と呼ばれる現象が引き続き進行している現在の世界の状況を念頭に置きながら国家法とは異なる〈法〉の成立可能性を検討することへの要請は強い。

第二に、いわゆる西欧法（ないし「近代法」）を〈法〉の範型とすることを不可避的に導くような概念を避けること。西欧法・近代法を範型とするような法概念を採用するならば、《或る具体的な社会において〈法〉が存在するかしないか》、という二分法的思考に結びついてくる可能性が増すとともに、文化相対主義の発想に基礎づけられた研究との接続を困難にすることとなり、適切ではない。

第三に、「ポストモダニズム」と呼ばれる思考の潮流[3]が行なった理論的・認識論的な問題提起に応接するものとすること。そのような問題提起――それは、日本でも或る時期まで着実に進められていた社会学的法概念の自覚的検討[4]を停滞させた理由の一つであったろう――のうち、特に重要であると考えられるのは、法的諸制度の客観性・自明性を想定することは不適切であるという批判[5]と、より一般的に、社会現象を客観的に観察する地位を法社会学者が占めうると考える根拠は存在しない[6]という批判である[7]。別言すれば、経験科学的視角から法概念を設定するうえでは、社会現象の「構築性」を視野に入れるべく、制度と行為との相互作用を視野に収めるような構成にすることが望ましい。

第四に、できる限り、過去の法社会学研究の成果との接続を容易にするものとすること。このような要請は、法概念の根本的な改鋳――それを試みることは重要であり必要でもある――には結びつきにくいというデメリットを伴うが、これまでの知的遺産の蓄積との対話可能性を維持することはそれを補うメリットである。そのうえで、筆者としては特に、日本の法社会学で伝統的に検討が積み重ねられてきた主題である紛争過程研究への応用可能性を強く意識すること[8]、しかしそれと同時に――紛争過程研究がしばしば近接する・社会的相互行為の微視的観察とはアプローチを異にする――巨視的な法過程研究にも接続できるよう工夫をすること、を強く意識したい。

以上のような要請を満たす法概念論を検討するためにはさまざまな方法がありえ、かつ、その作業には一定程度の周到さが求められる。法現象の経験科学的検討にとって適切な法概念としてこれまで広く採用されてきているのはH・L・A・ハートの提示したもの（ハート［1961］（2014））であり、過去の法社会学の蓄積との接続を重視するべきという問題意識との関係からしても彼の法概念論を強く意識することには理由がある。しかし、二種のルールの結合として法を捉えるその概念構成からは諸主体の行為の側面が――無視されるということではないが――後景に退くため、社会現象の構築性への留意という要請を容易には満たさない。そのように考えるとき、ハートの法概念と内容的に親近性を持ちながら[9]、諸主体の行為という要素も視野に収め、さらには社会現象理解における主観性という問題にも強い関心を払っていた概念構成として重要な示唆を与えると予想されるもの、それは、マックス・ヴェーバーの法概念論である。

そのような発想のもと、本稿では、上述のような問題意識に導かれる法概念を提示するための第一段階の作業として、マックス・ヴェーバーの古典的な法概念論をめぐる検討を行なう。その作業を通じて、今日的な経験科学的法概念への見通しを得ることが目標となる。そしてまた、ヴェーバーの経験科学的法概念の含意を詳細に検討しようとする試み自体、若干の例外を除くと必ずしも多くなかったように思われることに照らせば[10]、本稿は、彼の法概念論の理解自体に対しても一定の寄与をなしえよう[11][12]。

Ⅱ　ヴェーバーにおける法――予備的検討

まず、ヴェーバーの経験科学的法概念を詳しく検討するための予備的作業として、その内容と特徴とを確認しておこう。彼の法概念は強制・強行の要素を中核とするものとして理解されることが少なくない[13]が、夙に六本佳平や

デイヴィッド・トゥルーベックらが指摘しているように（六本（1971）: 43/ 六本（1972）: 166/ 六本（1979-1983）: (1)4 および同7（注13）/ Trubek（1972）: 726-727）、そのような理解は適切ではない。そのこととの関係では「基礎概念」のなかでヴェーバー自身の示した法概念の定義的叙述[14]がいささかミスリーディングなのであって、彼の法概念がより多くの要素で構成されている（Gephart（2010）: 45）ことは「法社会学」の中の次の簡潔なフレーズに示されている――「「法」とは、われわれにとっては、その経験的な妥当の可能性のために一定の特殊な保障を備えているような「Ordnung」である」[15]。すなわち、ヴェーバーが経験科学的接近を試みる対象としての〈法〉においては、(a)‚Ordnung‘が鍵概念であり、かつ、(b)そのOrdnungが「経験的な妥当」の見込みを備えていることと、(c)当該Ordnungの実現に向けた一定のメカニズム――これが強制装置ないし強制のための人的集団である――が備わっていることとが、〈法〉の存立にとって枢要である、と考えられているのである[16]。

ここであわせて、ヴェーバーが経験科学的観点からする〈法〉の特徴として述べている事柄も、確認しておこう。彼は、これもよく知られているとおり、「法社会学」のなかでRechtsordnungとWirtschaftsordnungとを分けたうえで、前者に関してさらに方法論的な区別を行なう。Rechtsordnungは、法学的観点から、《妥当すると法学者により観念される法命題ないし法規範の・論理的に構成された体系》として現前する場合と、経験科学的観点から《ein[en] Komplex von faktischen Bestimmungsgründen realen menschlichen Handelns》として現前する場合とがある、とするのである（『法社会学』: 4-5（Weber（2010）: 191-193）/ Weber（1972）: 181）。このうち、我々の関心の対象となるのはもちろん後者、すなわち〈現実の人間行為にとっての、実際上の決定根拠の複合体〉と扱うのが適当だとヴェーバーによって理解されているもの、である。このことにかかわり注目される点は二つ――一つは、ヴェーバーにおいて、経験科学的観点からの〈法〉は、法学的観点から見る場合と異なり、「規範」という形象と明確に切断されていること、もう一つは、ヴェーバー自身が繰り返し説くように《現実の人間行為にとっての、実際上の

決定根拠》は〈法〉以外にもさまざまに存在するにもかかわらず、しかしなお、経験科学的観点からする〈法〉の作用とは《行為を決定する際に根拠となりうる》ことであると彼が明示していること（六本（1979-1983）：(I)4参照）、である。後者の点を敷衍するならば、〈法〉を経験科学的観点から理解するうえでは、それがどのような態様で行為決定の根拠となりうるのか、に着目することが重要である、ということになろう。

以上を踏まえて、以下では、第Ⅲ節において、ヴェーバーのいわゆる《「経験的な妥当」の見込みを備えた‚Ordnung‘》とはどのような意味であるのかを詳しく検討し、続く第Ⅳ節において、それが強制のための仕組みを備えていることが〈法〉の要件であるとされていることにかかわり、いくつかの論点をめぐって検討・指摘を行なう。また、それらの作業を行なう際には、法の概念のみならず、それに関連する諸概念についても、それらがヴェーバー自身によってどのように理解されているのかをできるだけ正確に読み取ることを心がけよう。ヴェーバーにおける諸概念の定義は、あくまで〈第一次的にはヴェーバーの研究関心からして、そして、より広くは一般的な経験科学的関心からして〉目的合理的に設定されたもの、言い換えれば、《経験科学的観点からみればそのように観察者の前に現前しうる》という性質のものである以上、〈法〉およびそれにかかわる諸概念がヴェーバーからはどのようなものとして見えたのか、を読者が適切に理解することが重要になってくるためである。それらの作業を通じて、ヴェーバーの経験科学的法概念をエラボレイトするとともに、引き続き検討されるべき論点を明らかにすることが本稿の具体的目的の一つとなる。そして最終節において、今日の経験科学的法概念に向けられた要請に、ヴェーバーの法概念がどのように応えうるかについて若干の見通しを述べることとしたい。

Ⅲ　‚Ordnung‘とその妥当

１　はじめに

ヴェーバーの社会学的検討において‚Ordnung‘という形象に対して重要な位置づけが与えられていることは、『経済と社会』の第２部第１章（『法社会学』: 3-65（Weber（2010）: 191-247/ Weber（1972）: 181-198）がもともとは *Die Wirtschaft und die Ordnungen* と題されていたこと、また、『経済と社会』のいわゆる一九一四年構成表においても引き続き、彼の担当部分のタイトルが *Die Wirtschaft und die gesellschaftlichen Ordnungen* とされていたことから窺われる。[17] しかるに、近年の水林彪による問題提起[18]に至るまで、この‚Ordnung‘をどのように理解するのが適切であるのかをめぐる検討は、日本語圏ではほとんどなされてこなかった。[19] このことの理由の大きなものは、‚Ordnung‘の定訳として「秩序」という語が存在し、ヴェーバーの諸著作の翻訳に際してもごく例外的な場合を除いてはその語が用いられてきたことに求められよう。しかし筆者は、ヴェーバーの議論を理解するうえで、‚Ordnung‘の訳語として「秩序」を当てることが適切でないコンテクストが存在すると考える。具体例で示そう。

なるほど、前節でも触れたヴェーバーのいわゆる法学的意味における‚Rechtsordnung‘、すなわち「諸命題をその論理的に正しい意味にしたがって規定することによって［構成される］……論理的に内的矛盾を含まない一つの体系」（『法社会学』: 4（Weber（2010）: 192/ Weber（1972）: 181）のことを「法秩序」と訳しても、大きな問題はなさそうである。この場合は、「法秩序」という日本語は《法令（および場合によっては判例）が階層的に形成する複合体》というような意味で用いられていると思われ、「法秩序」の一般的用法からして違和感があるものではない。

しかし、ヴェーバーが、同じく法学的観点からの〈法〉について論じる次のパッセージをみられたい――「法学的な――より正確にいえば法ドグマーティッシュな――考察は、次のような課題を立てる。すなわち、それらの内容が人びと……の行態についての規準とされるような一つの秩序を表示している諸命題について、その正しい意味を、換言すればこの秩序にどのような事実が服するかということと、これらの事実のこの秩序への服し方とを、探求することをその課題としている」(ibid.)。あるいは、やはり「法社会学」の中に見られる次のパッセージ――「法命題に含まれている秩序にしたがっている人びとが、主として、あるいは全般的にみて、(上述した意味での)強制装置がそのために用意されているという理由から、秩序に服従しているのだということは、「法命題」の妥当というこの通常の意味における概念には、まったく含まれていないことである」(『法社会学』: 9(Weber (2010): 199/ Weber (1972): 183)。これらにおける「秩序」の原語ももちろん,Ordnung'であるが、それを「秩序」と訳した日本語の文章だけを読んだときに、その意味を理解するのはおよそ困難ではないか?(水林(2015): 148-149も参照)。実のところ、ヴェーバーの著作――少なくとも、『経済と社会』――のなかでOrdnungを「秩序」と訳して円滑に理解できる箇所というのは必ずしも多くない。そのような状況のもと、一語一訳主義的にOrdnungに「秩序」の語を当てることはいたずらにヴェーバーの行論の理解を困難にすることであるように思われるのである。

このことを問題意識として抱きつつ、以下、,Ordnung'をめぐるヴェーバーの行論を詳しく検討していこう。

2 ,Ordnung'

我々にとって関心の対象となる,Ordnung'――さしあたり、経験科学的な観点から〈法〉概念を指し示すという文脈においてヴェーバーが用いる,Ordnung'――とは、どのようなものとして理解されるのが適切か? ,Ordnung'の語は「旧稿」の部分でも頻出するのだが[20]、管見の限りではその意味を直接的に説明する叙述は

ないように思われる。そこで、これについて定義的に説明する「基礎概念」の叙述に目を転じよう。[21]

「基礎概念」においては、まず、「社会的な「関係」」soziale ‚Bezhiehung‘ の概念が設定される（『基礎概念』: 118-119/ Weber［1921］(2013): 177/ Weber（1972): 13）。これは、人々の相互行為が或る一定の条件を満たしてなされる場合を指す。すなわち、複数の行為主体の間で・それらの者によって意味を付与されて相互行為がなされる場合、である（以下の検討も含めて、「基礎概念」における「意味」とは、あくまでも行為者が付与する（と考えられる）ものであることに留意せよ（『基礎概念』: 85-86/ Weber［1921］(2013): 149/ Weber（1972): 1）。そして、当該「意味」が、「関係」の内容を規定することになる。ヴェーバーによってそのような「関係」の例として挙げられるのは「支配」や「闘争」、「友愛」、「国家」などだが、敷衍するならば、「代理」であるとか「債権者―債務者」・「被害者―加害者」といったものもヴェーバーのいう社会的な「関係」の例と考えることができるだろう（もとより、関与する行為主体たちが当該相互行為に同じ意味を付与するとは限らない）。続いて、「規準」‚Maximen‘[22]――ヴェーバーはここで複数形を用いる――の一つの機能がそのような意味での「関係」と結びつけられる。すなわち、相互行為に行為者が付与する意味は短期的なものや継続的なもの、そしてまた感覚的なものや自覚的、目的合理的なものなど、さまざまでありうるが、規準が存在する場合には、反復的に多くの行為主体によって付与されうる（perennierend）意味（すなわち、一定程度明確な「関係」を継続的に、かつ間主観的・相互了解的に生起させる意味）を、そうした規準が定めうるというのである（『基礎概念』: 121/ Weber［1921］(2013): 179/ Weber（1972): 14）。

そのうえで、ヴェーバーは、「特定可能な「諸規準」を（平均的に見て、かつ、近似的に）志向して行為がなされる場合に、［当該行為が要素となる相互行為が形成する］社会的関係をなす意味を‚Ordnung‘と呼ぶ」ことにする、と提案する（『基礎概念』: 126-127/ Weber［1921］(2013): 183/ Weber（1972): 16）。ここで、ヴェーバーにおける‚Ordnung‘が定義されるのだが、それは、「意味」Sinngehalt のことであると、いささかトリッキーに説明され

るわけである。しかるに、行為が一群の規準を志向して（すなわち、指針にして）なされるならば、その行為の「意味」として行為者が付与するもの（繰り返しになるが、ヴェーバーが「基礎概念」で定義する「意味」とは、行為者が抱く（と考えられる）ものである（水林（2015）: 6-7も参照））は、当該諸規準の規定する内容に準拠して定められることになろう。そうである以上、ここでの‚Ordnung‘とは要するに、諸規準が定式化する内容がなす・一まとまりの複合体を指すことになる。かくして、ヴェーバーにおける‚Ordnung‘とは「規準」‚Maximen‘と非常に密接な関係に立つものである。

3　‚Ordnung‘の「妥当」

ヴェーバーは「法社会学」で、よく知られるように、‚Ordnung‘の「妥当」について言及する。「われわれの一般的な定義からすれば、Ordnungの「妥当」を決定するものは、行為がOrdnungを「志向している」という事実」であって、「Ordnungが「遵守」されるという事実ではない」（『法社会学』: 6（Weber（2010）: 194-195/ Weber（1972）: 182））。こうして、①「志向」‚Orientierung‘の成立がOrdnungの経験的妥当の必要条件であるとされ、かつ、②Ordnungの経験的妥当がOrdnungの「遵守」から切断される。

では、‚Orientierung‘とはどのような状態を意味しているのか。この点に関するヴェーバーの説明はトートロジカルで、たとえば「一定の秩序を妥当力あるものと主観的にみなし、また実際上そのようにとり扱う」ことが「つまり彼ら自身の行為をこの秩序に志向させる」ことである（『法社会学』: 3（Weber（2010）: 191/ Weber（1972）: 181））、等と述べるのだが、そうであれば、再び「妥当」の意味に戻ることによって「志向」という状態を理解することができるということになろう。そうして、ヴェーバーによれば、Ordnungの経験的妥当を論じることができるのは、「カテゴリー」の表現を用いれば人々が「制定されたOrdnungを遵守することが行為の準縄Richtschnurであると

受けとめている「かのように」平均的に行動する」と予期される場合であり（『カテゴリー』: 53（Weber [1913] (1988): 443)）、「基礎概念」の表現を用いれば「[規準が] 拘束的である、あるいは範例であるとみなされるという理由から」当該規準を顧慮するということがなされうる、という場合である（『基礎概念』: 126-127/ Weber [1921] (2013): 183/ Weber (1972): 16）。かくして、規準の経験的妥当とは、Ordnung の「遵守」すなわち Ordnung の内容に合致するというような物理的行為として・観察可能である一定の行態の発生を指すのではなく、行為者の内面でなされる（と考えられる）意味付与の一定の状態を指す（六本 (1972): 167）、ということになる。そして、このような状態が発生するということが、行為を決定する際に根拠となりうるものとしての〈法〉に独自の態様である。

ところで、上で記した《「拘束的である、あるいは範例であるとみなされるという理由から」当該規準を指針にする》という状態は、ハートのいわゆる・ルール使用に伴う「内的観点」（ハート [1961] (2014): 170-175）と強い共通性を有するという重要な指摘が、六本によってかねてからなされており[23]、また、ハートの伝記的研究によってもそのことは裏づけられている[24]。そのことをあわせて考慮に入れると、我々は、ウェーバーの〈法〉概念にかかわり次のように考えることができるだろう。すなわち、《‚Ordnung'、別言すれば「規準」の内容の複合体が、「経験的な妥当」の見込みを備えている》という状態は、端的に、《それらの規準群が（ハートが説明した意味での）「ルール」として作用している状態である》と表現することが可能である[25][26]、と。

4　小括

以上を要するに、ヴェーバーにおいて‚Ordnung'とは、それが経験科学的な法概念との関係で用いられている場合には、――ハートがその性質を明らかにした意味での――「ルール／準則」の複合体のことを指す、と考えることができる[27]。また、ヴェーバーの行論に見られる「規準」の複数性（‚Maximen'）／‚Ordnung'の単数性（‚eine

Ordnung〉という点[28]に強くこだわらないことが許される文脈においては、（妥当している）〈Ordnung〉とは、端的に「ルール」とも理解できよう。[29][30]

Ⅳ　ルールを強行するメカニズム

1　はじめに

しかしもちろん、ルール一般を法とみなすというのは、〈法〉の一般的・現実的理解から遠いことであるし、ヴェーバー自身もそのようには考えない。ルールのうちで〈法〉と考えられるものの特徴を析出させるためにヴェーバーによって注目されるのが、ルールを強行的に実現するために設けられているメカニズムの有無、である。念のために、ヴェーバー自身の説明を確認しておこう。

「「法」とは、われわれにとっては、その経験的な妥当の可能性のために一定の特殊な保障を備えているような「準則」なのである。／しかも、「保障された客観的な法」というとき、われわれは次のような場合を考える。すなわち、保障が……「強制装置」が存在しているという形で与えられている場合、換言すれば、とくにそのために定められた強制手段（法強制）を使って準則を実現するように・この目的のためにとくに用意を整えた一人または複数の人が存在しているという場合である。[31]／……一つのゲマインシャフト関係の強制装置を形成している人びとがおこなう組織的な「機関行為」も、そのすべてが法強制に向けられているわけではない。むしろ、われわれは、その行為の妥当する意味が、準則の遵守をもっぱらそれ自体として実現することにある、というような機関行為だけを、法強制として理解したい。……われわれは、いざとなれば「その準則自体のために」強制――「法強制」[32]――がおこなわれるという可能性がある場合にかぎって、その準則を「法」と呼ぶことにしたい」（『法社会学』：6-7（Weber（2010）: 195-196/ Weber（1972）: 182））。[33]

法を理解するにあたって、このように、その一つの必要的要素として強制の契機を含めるという考え方は、前述したように全く珍しくない。ただしそれだけに、この点にかかわるヴェーバーの議論の含意を汲み取ろうとする試みは必ずしも多くないように思われる。以下ではヴェーバーの経験科学的法概念論における「強制」の位置づけを検討の契機にしながら、いくつかの指摘を行なおう。

2　「強制」を捉える視点

ヴェーバーが〈法〉の必要的要素としてルール強行のメカニズムを掲げる際の視点には、或る特徴が見いだされる。法と「強制」とを結びつける見解の一つの典型は、ハートが批判した法理解、すなわち《行為主体の意思に反してでも威嚇を通じてその命じる内容が強いられる》という意味において法を「強制」的なものと考える、というものであり（ハート［1961］(2014): 47-59）、そこでは、《「法」を強制される主体》の視点から、「強制」の意義が把握される。別言すれば、そこで注目されているのは、《「法」に従う／従わせられる主体》である。しかし、ヴェーバーが〈法〉においてルール強行のメカニズムを重視する際の視点がそのようなものでないことは、ヴェーバー自身の次のような行論からも明らかであろう――「政治的共同体の強制装置による実力的な法強制は、きわめてしばしば、他の諸力――例えば宗教的な力――の強制手段に比べて劣っており、その実際上の実効力がどこまで及ぶかは、まったく個々の場合の問題である。それにもかかわらず、政治的共同体の実力装置は、それのもっている実力手段が社会的に重要な働きをしているかぎり、やはり社会学的現実において「法強制」としての存在を保っている」（『法社会学』: 20（Weber (2010): 202/ Weber (1972): 184）、圏点は高橋）。

ここで、その実効性の相対的弱さ「にもかかわらず」強制のメカニズムが〈法〉の必須の要素と考えられるのは、ヴェーバーが〈法〉の概念を、《法を発動する主体》という視点から把握するためである。たとえば、「シュタムラ

ー批判」において彼は次のように論じる――「［或る者が］隣の煙突の濃い煙りを我慢しないときは、かれは、ある特定の場所（「裁判所」）に特定の書類を提出すれば、「裁判官」と呼ばれるある種の人びとが一連の手続をとったのちに（「判決」と呼ばれる）書類に署名し、この書類に「適合する」結果として、ある種の人びとに心理的もしくはばあいによっては物理的な強制が加えられ、当該かまどにこれ以上火をつけさせないようにするであろう、ということが期待できるのかどうかを自分自身の経験的知識もしくは他人の（たとえば「弁護士」の）経験的知識に照らし合わせてみるのである」（『シュタムラー批判』: 56-57（Weber［1907］(1988): 350））。ここでも〈法〉は、ルールの強制に向けたメカニズムとの関連で叙述されているわけであるが、その行論は《或る行為主体が、〈法〉を用いることを想起したら、具体的にはどのようなことが起こることを予期するのか》を考えることを通じてなされているのである。[34]

そして強制をめぐるこのような把握は、彼が〈法〉の独自の特色として、行為の実際的統御という作用を重視しない、ということとも整合する――「一定の種類の行態をする……大多数の人が、いわんやすべての人が、［そうすることが法命題によって命ぜられていると考えるという］動機からしてこの行態をするということは、法的準則の発効や存続のための本質的な要因ではない」（『法社会学』: 5（Weber (2010): 193/ Weber (1972): 182））。ヴェーバーにおいて、〈法〉独自の作用は、法命題に定められた内容を実際の行為として実現させることにではなく、《一定の手順を踏めば然るべきメカニズムが作動し、それを通じてルールの内容が強行される蓋然性がある》、ということに求められているのである。[35] ここからはまた、ヴェーバーが〈法〉の範型として、第一次的に刑事法よりも民事法を念頭に置いている（石村 (1983): 190）ということも示唆されよう。

3　「とくにそのために」作動する強制メカニズム

ヴェーバーの法概念において強制の側面が注目される際の、もう一つの特徴は、その強制のメカニズムの性質について或る一定の限定が付されることである。先にも見たように、ヴェーバーによれば、〈法〉における強制のメカニズムとは「いざとなれば「その準則自体のために」」作動させられるものである、とされるのであり、かつ、その点は**1**で引用したパッセージのみを見ても繰り返し強調されている[36]。このような〈法〉の理解は、我々にいくつかの論点を提示する。

まず、ヴェーバーの議論の趣旨を今一度確認しよう。ヴェーバーは「その準則自体のために」強制メカニズムが作動させられるという状態を次のように敷衍する――「[強制装置を構成する者たちが提供する]援助は、単なる合目的性の根拠から援助が正当化されるかどうかを顧慮することなく、また自由な裁量にしたがって恩恵や恣意からではなく、もっぱら[法命題が]このように「妥当している」ということの結果として与えられるので」なければならない（『法社会学』: 19（Weber (2010): 201/ Weber (1972): 184）。すなわち、ヴェーバーの経験的法概念のもとでは、ルールの強制の場面において合目的的考慮や実質的考慮などが働いてはならないし、恣意的な判断などがなされてもいけない、とされている。これは、ヴェーバー自身の用語法に従うならば、法強行に際してその担当者は「実質的」な思考のもとでルールの操作を行なってはならない、ということを意味しよう。

ここから導かれる論点は、少なくとも三つある。一つは、このような〈法〉の理解を、ヴェーバー自身の法社会学的議論全体とどのように整合させるか、もう一つは、このような〈法〉の理解はどのような機序を経て得られたのか、そして最後の一つは、法強制のメカニズムがこのように性質規定されたことは法専門家論とどのような関係を有するか、である。

第一の論点は、とりわけ、ヴェーバーの示した法発見・法創造の類型論との関係で問題となる。ヴェーバーの法

発見・法創造の類型論には「実質的」観点からなされる法発見・法創造が含まれている、というのはヴェーバーの法理論に関心を持つ者のあいだでほぼ共通了解になっているといってよい。[37] それにもかかわらず、法強行の場面でルールの実質的な操作がなされるべきでないとすれば、そのような要請は法発見・法創造の類型論と整合しないのではないか？　このこととの関係では、ヴェーバーの法発見・法創造の類型論をめぐって近時広渡清吾が示した新たな理解（広渡（2016））が重要な意味を持つ可能性がある――ひょっとするとヴェーバーは、実質的な判断（のみ）がなされることが予定されている決定の仕組みは、つまるところは〈法〉たりえないと考えていたのではないか[38]――と思われ、今後の詳細な検討が期待される。

第二の論点は、法強制をめぐるこのような理解が、なぜ／どのようにしてヴェーバーによって主張されることになったのか、という問題である。経済と法との関係を念頭に置きながら理論構築を行なったヴェーバーであるので（六本（1986）: 63）、〈法〉の重要な作用として法利用者にとっての計算可能性の維持という点に着眼が及んだことは疑いない（『法社会学』: 18/ Weber（2010）: 200/ Weber（1972）: 184））。たしかに経済行為との関係では、法強制のメカニズムが、他の考慮なしに・ルール自体の尊重という動機からその担当者によって作動させられることは、社会構成員からすれば高い計算可能性を意味することになるので、重要であろう（六本（1972）: 167）。しかしその一方でヴェーバーは、上述のように〈法〉による強制メカニズムの計算可能性維持の役割に――社会構成員の行動の規定力という点に関してであるが――留保をつけてもいて、[39] 議論は決して単純ではないように思われる。そうであれば、ヴェーバーはなんらかの一定の明確な意図をもって、強制のメカニズムをめぐるこのような限定を付したのだと考えられるが、その点を直接的に説明するパッセージを筆者は彼の叙述中に見いださない。団体その他の持続的な社会形成体の存立にとっての強制装置・スタッフの意義に注目するという発想（越智（1994）: 84-85。関連して『カテゴリー』: 66-67/ Weber（1988）: 449 も参照）は興味深いものであるように思われるが、ここでは指摘に留める。

第三の論点は、ヴェーバーの行論の内在的整合性というよりも、その含意を問うというものである。よく知られているように、ヴェーバーは官僚機構の特徴を目的合理的性格・技術的合理性に求めた。しかるに、先に確認したように、こと法強制の担当者に対しては目的合理的な性質を求めず、それらをむしろ価値合理的に任務に当たるものだと考えているわけである。ヴェーバーは、一方で「法社会学」においてきわめて詳細に法専門家の発達史を辿り、他方でさまざまな形で職業倫理論を説いている――我々はただちに「職業としての政治」や「職業としての学問」、また、「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の『精神』」などを思い出すことができる――にもかかわらず、法プロフェッションの職業倫理的側面については明確に論じていないように思われるのだが、法強制の場面での価値合理的任務遂行という想定からは、ヴェーバーが措定していた法プロフェッション論を読み取ることが可能であるかもしれない。(40)

いずれについてもここで具体的に論じることはできず、論点の摘示に留まるが、ヴェーバーの経験的法概念論にかかわる問題として他日の検討を期したい。

V　結び――法概念論の今日的課題への応接に向けて

以上でヴェーバーの法概念に関する検討を終える。本稿での検討からは、ヴェーバーの経験科学的な法概念が、(1)規準と、(2)その規準の強行を担当する仕組み（具体的には、そのための――いわば第二次的な――基準という理解と、そのための人員という理解とがありうる。両者は排他的ではない）と、(3)基準にかかわる・社会構成員の一定の内的態度（これについては、市民一般のそれと、基準の強行を担当する者のそれとに分かれうる）を伴う行為と、の組み合わせによって構成されていることについて、その意味と含意が明確にされたものと期待する。

最後に、そのようなヴェーバーの法概念が、経験科学的法概念の今日的課題とどのようにかかわりうるか、について若干の考察を行なって本稿を閉じよう。まず、ヴェーバーの法概念が国家法以外にも〈法〉がありうるという含意を持つことは、ヴェーバー自身が明確に認識していたことである（『法社会学』: 20/ Weber (2010): 202/ Weber (1972): 184）。そしてまた、彼の法概念は、西欧法の諸特色からも相当程度切り離された、その意味で文化相対主義的発想と親近性を持つものと評しえよう。[41] そもそも西欧法以外のものをも視野に入れながら〈法〉のありかたを検討することが、「法社会学」（『経済と社会』第2部第7章。全集版では「法の発展の諸条件 Die Entwicklungsbedingungen des Rechts」と題される）の主題の一つであった。ただしそれだけに、ヴェーバーの法の概念が、《法の強行は形式的に行なわれるべき》という主張を含んでいるのか、は一つの重要な論点になりうる（関連して、越智（2007）: 13-14 参照）。さらに、その法概念が、しばしば見られるような《法命題の束とその実現等を担当する仕組みとの複合》という形で構成されるのではなく、法を用いる／法にかかわる主体の内的態度および行態のあり方と必要的に結びつけられていることは、構築主義的な社会理解、すなわち、社会的諸制度と行為との相互作用を視野に収めることを充分可能にする、という特色を持つ。以上の点において、ヴェーバーの法概念は、経験科学的法概念の今日的課題に応じるポテンシャルを充分に有するものだ、というのが筆者の理解である。

しかしまた、彼の法概念には、我々の関心からして直ちには順接的でない点もある。ヴェーバーの法概念は、〈法〉を他の社会形象（とりわけ、他の社会的諸準則）から区別することを一つの目的として設定されており、その意味では、〈法〉にかかわる微視的過程よりは、〈法〉のあり方を巨視的に把握することに重点が置かれていると考えられる。そのような特徴は、過去の法社会学的研究の成果との接続可能性という関心からすれば、歴史学・法史学的な研究の蓄積と結びつけることを比較的容易にする要素であろう。しかしその反面として、日常的に生起する法過程ないし社会過程をめぐるミクロな視角からの検討との連結を難しくしているように思われる。それは、日本の

法社会学が貴重な知見を積み重ねてきた、たとえば紛争過程研究の成果を活かすうえでは、障害となりうることである。

そうであれば、今日的問題関心から経験的な法現象の研究を遂行していくための道具を備える、という関心のもと、ヴェーバーの法概念においてなお精錬されるべきは、次の点ではないか。すなわち、《規準への志向》とは、具体的な行為としてはどのようなものとして現われるのか、を操作的に細密化することである。社会現象を経験科学的に観察するうえで、どのような行為（行為者の内的側面も含め）に着目することが、〈法〉現象の分析に結びつくのか、は実のところ単純な問題ではない。たとえば、「訴訟提起」行為が「〈法〉的な行為」である、というのは抽象的には疑いないが、「訴訟提起」を構成するより具体的な諸行為の何がどのような意味で〈法〉的であるのか、は実は明らかでない。《裁判所の然るべき窓口に「訴状」を提出するという行為》のみではおそらくあるまいが、しかしそれでは他になにが？[42] あるいはまた、《裁判所の存在を意識しつつも裁判所以外の紛争解決方法に関する情報を探索する行為》は〈法〉的な行為だろうか？ このことは、現在積極的に行なわれている・紛争過程の微分的検討（たとえば、樫村・武士俣（2010）所収の諸論考を参照）との関係でも重要な論点となるが、ヴェーバーの「志向」の概念のみでは、これに直ちに答えることはできないのである。[43] 他方、どのような行為が注目されるべきか、にかかる的確な操作化に成功すれば、国家法ではない〈法〉がどのように生成し・維持されるか、を《行為と〈法〉との相互的構築過程》として分析することも可能になるであろう。

「法的行為」の概念の操作化を図ること――これはもとより、ヴェーバーの法概念を活用しようとする者が、自ら取り組んでいくべき課題である。その作業には、別稿が用意されねばならない。

（1）　多かれ少なかれ体系的に法社会学研究を行なおうとする際に必要となるのは「法」の概念のみではなく、「社会」概念も同

様である（コトレル（2015）: 173-175/ Cotterrell［2006］（2010）。あわせてGalligan（2007）での‘social sphere’概念の援用も参照）し、さらに、法社会学の学問的性質に関する検討を行なうこともまた必要であるが、それらについては本稿では論じられない（後者の作業について、石村（1966-1967）/ 馬場（2000）/ Liu（2015）/ 阿部（2017）およびそれを含む日本法社会学会（2017）: 1-150、などを参照）。

（2） 本稿では、さほど厳密ではない使い分けであるが、〈法〉と記す場合には、「法」の概念によってそれと判定される形象（概念がsignifiantであるとすれば、signifié）を意味することとする。

（3） 法社会学の文脈では、和田仁孝の業績（特に和田（1996））がこの潮流を代表する。法哲学・法思想における状況――法社会学的視角と截然と切り離せるわけではないが――をめぐる概観として中山（2000）: 127ff/ 瀧川／宇佐美／大屋（2014）: 299-323参照。

（4） 重要なものとして、六本佳平の一連の研究（六本（1971）: 27-48/ 六本（1974）/ 六本（1979-1983）/ 六本（1986）: 83-139/ 六本（1987））を挙げるべきである。哲学的検討・経験的検討（ヴェーバーの「法社会学」を含む）のいずれも広く視野に入れたものとして加藤（1976）: 287-427もあわせて参照。日本での近年の独創的な試みとしては越智（2007）: 3-17があり、また、Nasu（2017）は、日本の近時の法哲学・法社会学研究者が法概念論にどのように接近するかを示す協働的研究の成果として興味深い。欧語圏での研究状況をめぐってはDonlan & Urscheler（2014）が参考になる。

（5） 社会現象への接近方法としての経験主義が、一九七〇年代以降の方法論的諸潮流の台頭により動揺していった様子については、盛山（2006）がヴィヴィッドに描写する。

（6） ただしこの点は古くから指摘されていたことであり、ヴェーバーもまた自覚的であった（ヴェーバー［1904］（1998）: 46-47および折原（1998）: 319-321、さらに関連して隅谷ほか（1965）: 373（丸山眞男発言）など参照）。

（7） このような批判的視点を徹底していけば、社会現象の経験的観察という作業自体がほとんど否定されることになると思われる（もし経験的検討・客観的観察が不可能であると考えるならば、社会現象への接近という営為は、他者との了解を期待しないモノローグになるのがせいぜいであろう）。筆者はそのような立場はとらない。研究という作業が純個人的営為ではないと考えながらそれに従事する者であれば、畢竟このような批判との間で妥協点を見いださねばならない。

なお、法現象の経験的検討を行なうにあたって法概念を措定することを否定する論拠としてはもう一つ、《法現象は、観察の対象ではなく、実践としてのみ成立する》という主張がありうる。そうであれば、法現象に接近するためには、法の概念を設

定することは無意味であり、諸行為主体による行為実践の叙述を行なうことしか適切な方法はないということになる。橋爪大三郎によるハートの法概念の言語ゲーム論的理解はそのような理解を明示し（橋爪（2016）: 238-240）、また、二つのルール概念を分節化したうえで《ルールとは実践的に把握されることこそが適切である》と論じたジョン・ロールズの古典的ルール理解（ロールズ［1955］（1979））もこのような発想と親縁性を有する。さらに、近年の法社会学研究の文脈を踏まえて同旨の主張を行なうものとして、山田（2017）がある（ただし山田の同論考での主張はエスノメソドロジーの方法論に立脚することによって基礎づけられており、法理論的根拠に基づくものではない）。筆者は、〈法〉をルールに結びつける見方には賛成し、しかし〈法〉現象を行為主体一般によるルール利用の実践と同一視する理解には与せず、また、それゆえに、法現象は観察の対象たる形象であると考えるが、この点の詳論は他日を期す。

（8）　なお、Cotterrell［1983］（1995）: 38 が指摘するように、〈法〉過程と紛争過程とを直ちに同視しえないことには常に注意を払わねばならない。

（9）　後出（注23）および（注24）を参照。

（10）　そのような状況の中、ここでも六本佳平のいくつかの業績（六本（1971）: 41-44/ 六本（1972）/ 六本（1986）: 55-82 など）は、ヴェーバーの法概念の理解にとって重要な意義を持ち、本稿もその成果に多くを負う。その他の先行研究として、Trubek（1972）: 725-731/ Kronman（1983）: 28-31/ 名和田（1984）/ 吉田（1984-1990）: (1)-(4)/ Hermes（2004）/ Gephart（2010）: 42-54/ 水林（2015）も参照。

（11）　筆者は既に高橋（2015）: 56-57（注45）において、ヴェーバーの法概念論に関して若干の私見を示したが、本稿はそれを詳述するものである（その際、見解を若干修正した点がある）。

（12）　本稿でヴェーバーの著作を引用等する場合の方式は以下の通り：

①　本稿ではヴェーバーのいくつかの業績を以下の要領に従って略記する。

・邦訳であるウェーバー［1907］（1968）を指す場合には『シュタムラー批判』と記し、翻訳にかかわらず論考としての Weber［1907］（1988）を指す場合には「シュタムラー批判」と記す。

・邦訳であるヴェーバー［1913］（1990）を指す場合には『カテゴリー』と記し、翻訳にかかわらず論考としての Weber［1913］（1988）を指す場合には「カテゴリー」と記す。

・邦訳であるウェーバー［1921］（1971）を指す場合には『基礎概念』と記し、翻訳にかかわらず論考としての Weber［1921］

（2013）を指す場合には「基礎概念」と記す。

・邦訳であるウェーバー［1922］（1974）を指す場合には『法社会学』と記し、翻訳にかかわらず論考としての Weber（1967）／Weber（2010）を指す場合には「法社会学」と記す。

② 本稿でヴェーバーの著作の邦訳からの引用を行なう場合、以下の要領に従う：

(i) 改行は、依拠した翻訳におけるその有無にかかわらず、原文に則す（ただし翻訳における改行位置をスラッシュで示す）。

(ii) 依拠した翻訳において用いられた記号（たとえば二重括弧）を、断りなく別の記号（たとえば単括弧）に変更する場合がある。

(iii) 原語の添書は、断りのないかぎり、依拠した翻訳におけるその有無と無関係に行ない、また、依拠した翻訳で採用された訳語が適当でないと考えられる場合には原語のみを記す場合がある。

(iv) 依拠した翻訳における訳者の付加部分は断りなく省略する。

(v) 強調は、ヴェーバー自身によるものも含め、全て省略する（圏点による強調が付されている場合には、全て筆者によるものである）。

(vi) 翻訳者により訳語が異なるいくつかの語について、統一を行なうため、断わりなく訳を変更させていただいた場合がある。該当する語は以下の通り：Chance：「可能性」／faktisch：「実際上の」／Geltung ないし geltend：「妥当」ないし「妥当する」／Gemeinschaft：「ゲマインシャフト」／Gesellschaft：「ゲゼルシャフト」／Maxime：「規準」／Verhalten：「行態」。また、「保証」の語が用いられている場合には「保障」に変えさせていただいた。

(vii) 引用にあたって、刊本上の明らかな誤植は断りなく修正し、筆者が付記・補足を行なう場合には角括弧［　］内に記す。

(viii) 引用にあたって、漢字は当用のものに改める。

(ix) 省略箇所は「……」と記す。

(13) たとえば Rehbinder（1963）: 485 は、ヴェーバーの法概念を、強制理論的法把握（これは、承認理論的法把握・機能理論的法把握と並立するものとして位置づけられる）の一例と見なし、Cotterrell［1983］（1995）: 31 は、法強行のメカニズムを中核に据えた法把握（これは、紛争処理のメカニズムを中核に据えた法把握・法解釈のメカニズムを中核に据えた法把握と並立するものとして位置づけられる）の一例とみなす。棚瀬（1994）: 4 なども参照。

(14) ［［Ordnung のうちで、］とくにそのためにもうけられた人間のスタッフが、遵守するよう強要するとか、侵害すれば懲罰を

くわえるといったことをめざして行為し、それをつうじて物的または心的な強制を行なう可能性によってOrdnungが外的に保障されているとき、法ということにしておく。……「法」という概念……を考えるうえで、強制スタッフが存在するということが決定的に重要である」（『基礎概念』: 131-132（Weber［1921］(2013): 186/ Weber（1972): 17-18）。原文にない語が付加されていた箇所を修正させていただいた。また、‚Ordnung‘の語の扱いにつき次注参照。

(15)　『法社会学』: 6（Weber（2010): 194/ Weber（1972): 182）。原文で‚Ordnung‘となっている箇所はその意味が問題となるので、ここではさしあたり原語のままとし、後で詳論する。以下でも、「秩序」と訳出されている箇所を‚Ordnung‘に戻した場合がある。

(16)　したがって、「強制・強行」の要素は、ヴェーバーがそこで考える〈法〉の、必要条件ではあるが十分条件ではない。なお、その強制のために特別に備えられた装置ないし人的集団の存在が〈法〉の一つの徴表とヴェーバーによって考えられていることは疑いなく、同旨の叙述は『カテゴリー』: 59（Weber［1913］(1988): 445）/『法社会学』: 6-7（Weber（2010): 193-196/ Weber（1972): 182）などにも見られる。

(17)　「法社会学」と現在呼ばれている論考の成立史をめぐっては、Weber（2010): 176-188, 249-270およびシュルフター／折原（2000）（特にシュルフター［1998］(2000)）を参照。

(18)　以下の議論は、水林彪が近年示した‚Ordnung‘理解への異説の提起という性格を有する。そのことにかかわり本稿の成立過程について簡単に触れておく。本稿で示す理解、すなわちヴェーバーの法概念論の文脈において‚Ordnung‘を「ルール（準則）の複合体」と理解する考え方を、筆者は、端緒的には二〇一五年九月一九日に開催された「比較歴史社会学研究会」における報告のなかで示し（その際には折原浩・中野敏男らと議論を行ない、それを通じて一定の示唆を得た。記して謝意を表する）、続いて、同年一二月に刊行された高橋（2015): 56-57（注45）においてごく簡潔な見通しの形で公表した。本節は、比較歴史社会学研究会での報告内容を基礎としながら、そこに大幅な改訂を加えて成ったものである（他方、水林は、二〇一四年一二月七日に開催されたシンポジウム「戦後日本の社会科学とマックス・ヴェーバー」での報告内容を基礎とする水林（2016): 148-150において、新たに付された「補考」として‚Ordnung‘を「規律」と理解する見方を示したうえで、水林（2015): 5-11においてその理解を敷衍し‚Ordnung‘に「規律」ないし「範例」という訳語を当てることを提唱している（両者の刊行時期は、執筆時期と逆転したのではないかと思われる）。本稿は、執筆時期の関係から、それらの議論、特に水林（2015): 5-11への論評という形をとる（後出（注25））が、時系列を辿るならば、それぞれの見解の形成は同時並行的になされたと考えるべきである

（なお、水林は「比較歴史社会学研究会」の中心メンバーの一人であるが、先述の研究会には欠席したため、同会はそれぞれの‚Ordnung‘理解を直接突き合わせる機会とならなかった）。

(19) たとえば、ヴェーバーの議論を詳細に検討しつつ、その際に「法秩序」の概念に重要な位置づけを与える吉田（1984-1990）において、「秩序」とはなにか（そしてまた、ヴェーバーにおける‚Ordnung‘とは何を意味しているか）という問題自体は扱われておらず、また、社会学の領域の先行研究を見ても、たとえばヴェーバー社会学における「秩序」の概念の意義を重く見る厚東（1977）: 129-175 や中野［1983］（2013）: 194-204 などでも、ヴェーバーにおける「秩序」ないし‚Ordnung‘の概念そのものの意味を掘り下げて検討する作業は行なわれていない。

そのような状況の中、水林の問題提起の・日本語圏での議論における先蹤としては林（1970）／林（1972）があり、そこでの提案には、本稿で後に述べる理解との共通点もある。先行的検討の状況については後出（注25）参照。

(20) 林（1972）: 16 は、特に一九一〇年頃から一九一五年頃までの間のヴェーバーの論考において‚Ordnung‘の語が頻出することを指摘している。

(21) 本節での「基礎概念」の諸パッセージはいずれも筆者の訳による（ただし、便宜のために、それぞれの『基礎概念』（すなわち邦訳）における該当箇所も記しておく）。ここでいわゆる「旧稿」の理解のために「基礎概念」を結びつけることの根拠については後出（注27）を参照。なお、「旧稿」部分で‚Ordnung‘自体の概念を説明する箇所が見当たらないのは、概念の分節化・細密化を図りつつ検討を進めることを常とするヴェーバーの行論のスタイルに照らすと不可解なことに思われるのだが、ヴェーバーが一九一二年ないし一三年頃に「旧稿」の総論にあたる部分をいったん――そのような機能を果たすものとしては――破棄し（そしてその一部を「カテゴリー」として発表し）、しかし「一九一四年八月には、［旧稿］のための新たな導入部を書いていな」かったのではないか、という理解（シュルフター［1998］（2000）: 64）は、そのこととの関係で整合的であると思われる。

(22) Maximeは「格率」と訳されるのが通例であるが、日本語の概念としてこなれず、意味も分かりにくい。そこで、本稿では、六本佳平が‚Maxime‘に対して当てた「規準」という訳語（六本（1986）: 57）を用いることとする。また、上出（注12）で述べたとおり、既存訳を引用する場合も、「格率」の語は原則として「規準」に置き換えさせていただく。Maximeの概念自体をめぐる検討として、水林（2015）: 8-9/ 中野［1983］（2013）: 154-157, 185 を参照。

(23) 六本（1987）: 410-411（注12）。あわせて、六本（1971）: 43/ Rokumoto（1994）: xvii-xviii および（n.23）も参照。加藤新平も

比較的早い時期に同様の洞察を示しており（加藤（1976）: 284-285（注 16））、また、Kronman（1983）: 30-31 もヴェーバーの法概念を論じる文脈でハートの法理論に言及する。近時の検討として Hasegawa（2017）: 68-69 も参照。

(24) ヴェーバーの発想がハートの法概念論に実際に影響を与えたか（すなわち、ハートが、ヴェーバーの議論から示唆を得て、そのうえで自己の法概念を構築したのか）どうかをめぐっては見解の対立があり、ニコラ・レイシーによるハートの伝記的研究は、彼の蔵書中に含まれた「法社会学」英訳版――の少なくとも冒頭（「基礎概念」の抄訳である）――に残された熟読の痕跡を紹介しながら、影響の存在を示唆する（Lacey（2004）: 230-231）のに対して、ニール・マコーミックは、*The Concept of Law* 執筆時にはハートはヴェーバーの議論に関心を払っていなかったのではないかという見方を示す（MacCormick（2008）: 43）。しかしいずれにせよ、レイシーが明らかにした事項から、いずれかの時点でハートがヴェーバーの法理解に賛同していたであろうことは高い確度で推察できる。

(25) 水林彪は ‚Ordnung' に「範例」ないし「規律」の語を当てることを提案しており（水林（2015）: 9（注 5））。水林（2016）: 148-149 も参照）、重要な問題提起である。また、本稿における「ルール」としての ‚Ordnung' 理解は、少なくとも「範例」という語とは共通するところが多いように思われる（これにかかわり、六本（1986）: 57 における「規準」の理解も参照）。しかしまた、水林と筆者との間では検討の進め方に大きな違いがあり、それに伴い ‚Ordnung' 理解にかかる一定の相違も生じているように思われる。

水林の検討は、(i)まず ‚Ordnung' の辞書的定義を確認した上で、(ii)その辞書的定義に添いつつ、ヴェーバーのパッセージに適合的な邦語を探す、という順序で行なわれており、‚Ordnung' の概念に集中的に注目しながらその概念の意味が探索されている。しかし、① ‚Ordnung' の数ある語義の中から、なぜ ‚das Ordnen, Regeln" のみに着目するかの説明が不十分であること（水林は、これが ‚Ordnung' の基本的語義の一つであることを理由として挙げる（水林（2016）: 148）が、それはさほど強い根拠にはなるまい。また、この語義は単数形のみで用いられるものだと水林自身が明記している一方で、ヴェーバーがしばしば ‚Ordnungen' と複数形でこの概念を用いることに照らしても、その選択は説得的ではないと思われる）、② 「秩序を作り出すもの」を表現する日本語として「範例」ないし「規律」の語が選ばれた理由が明確でないこと、という問題があるように思われる。

そのような状況のもと、本稿での筆者の検討は、「ルール（の複合体）」という意味理解に到達する筋道と根拠を明確に示そうとする試みである、と位置づけられよう。その検討に際しては、できる限り関連する諸概念（‚Maxime'・「志向」・「妥当」

等）との相互関係において,Ordnung‘の意味を探っている点でも、水林の接近法との違いがある。

なお、念のために辞書的定義を見てみるならば、水林が依拠するDWDS（*Digitales Wörterbuch der deutschen Sprache*）上の語義との関係では、筆者は、„Vorschrift, Verordnung, Gesetz“の系列の意味で,Ordnung‘を理解しようとするものである（これは、法学者には馴染みのある,Ordnung‘の意味である）。また、参考までに、独英辞書にも目を向けると、たとえば *The Oxford-Harrap Standard German-English Dictionary*［3 Vols.］（Clarendon Press, 1977）では、,Ordnung‘の英語での語義として“law; code; regulations; rules”を掲げ、また、*The Oxford Duden German Dictionary*（Clarendon Press, 1990）では、„System von Normen“の系列の意味で‘order’を挙げたうえで、„die Ordnung einer Gesellschaft“の訳として“The rules of a community”というものを示す。

水林と筆者とで見解が一致する点ももちろんある。第一に、水林の主張する・ヴェーバーにおける,Ordnung‘とは日本語でいうところの「秩序」そのものではなく、「秩序を作り出すもの」を指す、という理解に――少なくとも,Ordnung‘が「秩序」と日本語で表現されるものではないと考える点で――筆者は賛成であり（ただしそのうえでさらに、日本語での「秩序」の概念から自覚的に離れてこそ、経験科学的法概念を論じる文脈でのヴェーバーにおける,Ordnung‘は適切に理解できる、と筆者は考えるが）、第二に、そして第一の点にも増して、諸概念の既存の定訳をいったん疑問に付し、改めてその意味を検討しようとする姿勢には、完全に賛同する。

ここで、,Ordnung‘の概念の理解をめぐってこれまでになされてきた指摘・訳業も見ておこう。管見の限りでは、ヴェーバーの,Ordnung‘概念を「秩序」という概念から切り離そうとする明確な主張は、林道義の研究に見いだされ、まず林（1970）: 31（注69）において「定律」という訳語が提唱され、続いて、林（1972）: 16-17においては「規則」という語を当てられる（後者は、後述する中村貞二の論考ともかかわる文脈においてである）。いずれも、本稿の,Ordnung‘理解と共通するものがあり注目される（ただし、「形式合理的な規範を総称したもの」という理解（林（1972）: 17）は、習律Konventionもまた,Ordnung‘の一種であるというヴェーバーの叙述（たとえばWeber（2010）: 225/ Weber（1972）: 191）に合致しない。中野［1983］（2013）: 194（注7）での林への批判も参照）が、それらの語が選ばれる明確な根拠は示されていない。また、ヴェーバーが行なった政策論的発言を検討するなかで、中村貞二が,Ordnung‘に「規則」,Ordnungmenschen‘に「規則人」の訳語を当てた例がある（中村［1970］（1972）: 383。なお、論文初出時にはそれぞれ「秩序」・「秩序人」とされており、意識的な改訳がなされたと思しい。関連してヴェーバー［1924］（1982）: 102も参照）。さらに、六本（1989）: 87では「秩序」の語について「行為のある規準」と、折

原（2007）: 40では「行為準則・格率のシステム」と、それぞれ言い替えることがなされており、いずれにおいても本稿での理解と共通ないし一致する理解が示されている。欧語圏での研究では、管見の限り、マーティン・オルブロウのヴェーバー論において,Ordnung‘を“a set of obligations which are held by the participants to govern their relationships”とみなすという理解がある（Albrow（1990）: 215。あわせてibid.: 162も参照）。他方、近時の検討であるHermes（2004）においては、《,Ordnung‘はヴェーバーにおいては法を下位種に含む類概念である》という説明がなされるのみ（ibid.: 222（Fn. 111））で、その具体的な意味は問われていない。

(26) そしてこれは、先述したようなヴェーバーの経験科学的法概念の特徴の一つである「規範」という形象からの切断という点とも、適合的である（この点で筆者の見解は、,legitime Ordnung‘を「規範」と結びつけるという水林の理解（水林（2015）: 11（注6））と相違する）。日本においては、法理論的文脈において「規範」と「ルール」（準則）との区別を行なわないことが通例であるように感じられるが、ここで我々は、イギリス法をめぐる議論におけるlawとruleの用法の精査を通じて、「規範」と「ルール」（準則）とを区別して理解するべき文脈があるということを指摘する内田力蔵の洞察を想起してよいだろう。内田は言う――「ruleという語に、socialとか、moralとかいう形容詞がつくばあいに、社会「規範」、道徳「規範」と訳すのが適切であるように、一応感ぜられるにもかかわらず、ストライキにもrulesがあるというとき、ストライキにも規範があるとは、いいきることを許さないものが、規範という日本語に［は］ふくまれる」（内田［1960］（2004）: 94-95）。

(27) なお、「旧稿」部分と「新稿」部分とを直結させることには慎重になるべきだが、こと法・Ordnung・Maximeの諸概念との関係では、「基礎概念」とヴェーバーのそれ以前の諸論考との間で論理的・概念的連続性があると考えてよいと思われる。手がかりとなるのは、「旧稿」にさらに先立ってものされた「シュタムラー批判」である。

まず、外形的な根拠として、ヴェーバーが「カテゴリー」・「法社会学」および「基礎概念」で繰り返しルードルフ・シュタムラーの著作について批判的に論じ、また「シュタムラー批判」への参照を指示していることが挙げられる（関連箇所を邦訳でのみ掲げる。『カテゴリー』: 6/『法社会学』: 43ff/『基礎概念』: 85, 129, 131）。次に、議論内在的には、次のような点に注目してよい。ヴェーバーは「シュタムラー批判」で次のように述べている――「「社会生活」を経験的に存在するものとして論議しようとする……［際に］は、われわれの例におけるあの「規則」Regelは、二人の交換当事者の、因果的に説明しうるまた因果的に作用するような、経験的な「規準」Maximeという意味においてのみ存在する」（『シュタムラー批判』: 45-46/ Weber［1907］（1988）: 336）。経験科学的観点から「規則」を検討する際には、あくまでも「規準」の意味において、かつ、行為に因果

的影響を与えうる要素たりうるものとして、取り扱わなければならない、ということである。そして、ヴェーバーによれば、法的な規則Rechtsregelもまた「規則」の一種である（『シュタムラー批判』: 46/ Weber［1907］(1988): 337）。したがって、法的規則は、経験科学的観点から検討するに際しては、「規準」の意味において取り扱われる必要がある（『シュタムラー批判』: 54-55/ Weber［1907］(1988): 347-348）。このように、ヴェーバーは、一九〇七年の時点で既に、経験的な観点から観察・考察される際の〈法〉とは、行為の可能的決定要因たる「規準」Maxime（のうちの或る種のもの）として理解することが適切であると宣言しているのであり、かつ、それは「基礎概念」での論述とも整合的である（以上に関連してシュルフター［1998］(2000): 62-64も参照）。なお、近時の検討は、『経済と社会』第2部第1章（『法社会学』: 3-65/ Weber (2010): 191-247/ Weber (1972): 181-198）の部分につき、「シュタムラー批判」からほどない、一九一〇年頃までに執筆されたのではないかという推測を導いている（Weber (2010): 187-188）。

ヴェーバーとシュタムラーとの関係一般をめぐっては牧野（2007）参照（特にシュタムラーにおける‚Regel‘概念の援用のされ方については同: 157-167を参照）。

(28) これは、前出（注25）で見た‚Ordnung‘の辞書的語義にも共通する事柄である。

(29) なお、本文で見たとおりヴェーバーは「基礎概念」において慎重に、‚Ordnung‘自体と《妥当しているOrdnung》とを区別するが、実際に彼が展開する議論において経験科学的観点から‚Ordnung‘として扱われるものは、多かれ少なかれ妥当しているものであることが通例である。そうであれば‚Ordnung‘という概念が経験科学的法概念との関連でウェーバーにおいて用いられている場合は、仮に「妥当している」という条件を明示的に付されなくても実際上、ルールとして作用しているものを指す、ということになるだろう。

(30) そのうえで、どのように理解するか、と、どのように訳すか、とは独立の問題であって、‚Ordnung‘の訳語としてたとえば「ルールの複合体」を当てるのは、日本語表現としての問題を引き起こそう。そのような観点からは、訳語としては「準則」とするのが適当かもしれない。したがって、以上の検討は、たとえば、「経済と社会」における従来の第2部第1章のタイトル *Die Wirtschaft und die Ordnungen* を、「経済と諸種の準則」などと訳してはどうか、という提案を導くことになる。

しかしまた、以上からは、ヴェーバーの用いる‚Ordnung‘全てに「ルール（の複合体）」という意味を（そしてまた「準則」という訳語を）与えるべき、という主張が導かれるわけではない。たとえば‚Wirtschaftsordnung‘（『法社会学』: 4/ Weber (2010): 192-193/ Weber (1972): 181）を「経済的準則」などと訳すのは適当でないだろう。本稿の検討はさしあたり、あくま

で経験科学的法概念にかかわる（また、その範囲で、習律 Konvention や習俗 Sitte に関連する）ものとしての ‚Ordnung' についてなされたものであり、それ以外の文脈でヴェーバーによって用いられる ‚Ordnung' の理解については今後の検討に委ねられる。

(31) なお、この直後に「これらの準則の体系が、当該のゲマインシャフト関係の „Rechtsordnungen" なのである」（斜字による強調は高橋）というパッセージがあり、ヴェーバーの視角は法多元主義と近接しているように見える。

(32) 世良晃志郎による訳であるが、‚Ordnung' については――ここでは「ルールの複合体」のことを指していると思われるが、煩瑣を避けるため単純に――「準則」の語に置き換えさせていただいた。

(33) このような〈法〉の把握が「基礎概念」でも共通していることは前出（注14）で見た。

(34) なお、このような〈法〉の把握がどのような発想のもとで得られたか、は一つの論点となりうる。いくつかの先行研究はこの点に関して、《ヴェーバー自身の研究プログラムに照らしての便宜から、ルール強行のメカニズムを重視する法概念が提示された》と理解する（たとえば石部（1973）: 84 や加藤（1963）: 50-51 参照）。このような理解は、ヴェーバーが経験科学的概念の操作主義的性質を強調するということとは整合的である。しかしまた、ヴェーバーが自己の法概念（およびいくつもの社会学的な基礎的概念）を形成していた一九一〇年前後というのは、同時に、彼が因果関係帰属の「客観的」方法（「適合的」ないし「相当」因果関係論）や「理解社会学」の方法などを生成させつつあった時期でもあったことを考えれば、両者に方法論的連関があるという可能性も視野に入れてよいように思われる（実際、法の概念についていえば、「シュタムラー批判」での叙述（本文に引用したものに加えて、『シュタムラー批判』: 53-54/ Weber [1907]（1988）: 345-347 も参照）を通じて提示されているのは《「一定の状況に置かれた行為者においては、確率論的にいって、〈法〉の存在がもたらす・人々の行為の目的合理的な因果的連鎖がこのように認識されるであろう」という（行為者内属的な）「意味」を、（第三者の観点から）把握する》、という思考の帰結のように思われ、そこには、一方では相当因果関係論における確率論的思考との連結を、他方では「理解」の方法の萌芽を、読み取りうる）。しかしこの可能性は、より周到に検討されるべきであり、ここでは可能性の指摘に留める。ヴェーバーにおける相当（適合的）因果関係論をめぐっては、法学からの議論として水野（2000）: 200-214 を、社会学からの議論として佐藤（2017）を、それぞれ参照。

(35) 六本（1980-1981）: (1) 4、および同ページの（注13）がこのことを明確に指摘する。

(36) この強制のメカニズムをめぐっては、以下に述べる(a)《ルール強制における非・実質的な取扱いの要請を含意している》

という理解以外に、(b)強制力の適用の手続に関するルールの存在を含意しているという理解（六本（1972）: 43。Kronman（1983）: 31も参照）と、(c)強制のための人員の分出の必要性を含意しているという理解（川島［1977］（1982）: 350）とがある（このようにいくつかの理解が現れる背景には、ヴェーバー自身の行論の変化――「法社会学」では「強制装置Zwangsapparat」の概念が用いられ（Weber（2010）: 194など／Weber（1972）: 182など）、「基礎概念」では《強制のための「人的スタッフStabes von Menschen」》の概念が用いられる（Weber［1921］（2013）: 186））――もかかわっている）。もとよりこれらは、いずれも、かつ重畳的に、可能な解釈である。

(37) 例が多いが、さしあたりWinckelmann（1967）: 40-41を挙げておく。さらに、ヴェーバーの法発見・法創造の類型論においては〈形式性―実質性〉という対比が一本の軸をなす、という理解として、たとえばTrubek（1972）: 729/ Schluchter（1979）: 131/ 六本（1986）: 66などを参照。

(38) このような可能性をめぐって、現時点での筆者の理解を簡単に述べておこう。

広渡が、水林彪からの問題提起を受けて示したのは、ヴェーバーの法発見・法創造類型論において、‚formal'と‚formell'との間で、および‚material'と‚materiell'との間で、それぞれ区別を行なうべきである、という見解である（広渡（2016）: 55-61）。すなわち、一方で、‚formal'は「形式的」／‚material'は「実質的」と、従来どおりの理解が可能であるが、他方で、‚formell'は手続にかかわる次元を指し、‚materiell'は内容にかかわる次元を指す概念と理解することが提唱されている（広渡が後者について試案として示す訳語は、‚formell'については「手続形式的」、‚materiell'については「実体的」、というものである）。

このような理解は、ヴェーバーの叙述の整合的な理解を容易にするものであり、筆者としては賛成したい（それでもなお、かねてからパズルとされている„Formell mindestens relativ rational ist jedes formale Recht"（『法社会学』: 104/ Weber（2010）: 304/ Weber（1972）: 396）の一文は容易に理解しがたいように思われるが）。そのうえで、法発見・法創造類型論を述べる箇所を注意深く読むと、そこでヴェーバーは、実質的なmaterial法発見・法創造については述べていないように思われる（「法創造と法発見とは、あるいは合理的であることもあり、あるいは非合理的であることもある。」という文章から始まるのは、あくまでも手続形式的formellないし実体的materiell観点からの議論であり、実質的material性質との関係が述べられるのは〈法〉の形式主義が「実質的合理性」と対立する、という文脈においてである。そして、実質的合理性の要請を直接的に〈法〉が満たすというケースについては、そこでは述べられていない）。また、かつて広中俊雄は、裁判類型論との関係で、「実質的

な」裁判がたとえばカーディ裁判などを例としてヴェーバーによって語られているという理解を示している（広中［1972］(2004): 127-128）が、そこで広中が参照する箇所（ウェーバー［1922］(1960): 94/ Weber (2005)/ Weber (1972): 563）も、広中の読解とは別様に、（実質的裁判についてではなくあくまで）形式的裁判の諸類型論として、読むことができるように思われる。

もちろん、法発見・法創造・裁判が実質的性質を帯びる場合がある、ということはヴェーバーの視野に入っていたであろう（「法社会学」中には „Formale und materiale Rationalisierung des Rechts“ と題された節もある）。しかし、法発見・法創造および裁判がもっぱら実質的になされることを予定されている場合というのは、ヴェーバーによって想定されておらず、そのような場合には、行政に帰一すると考えられていたのではないか、というのが現時点での筆者の理解である（これに関連して名和田（1984): 209 も参照。ただし、名和田はヴェーバーにおける「法」とは「「秩序」即ち「社会関係」の一形態として考察されている」という理解を示しており（同: 202）、本稿とは前提を大きく異にすることにも注意する必要がある）。しかしこの点は、「法社会学」を初めとするヴェーバーの諸論稿をいっそう注意深く読解し、先行研究（たとえば、formell/ materiell の理解をめぐっては、広渡（2016）に加えて、Schluchter (1979): 129-136/ 中野（1993): 43-47 など）とも対話をしながら、さらに検討されねばならない。

なお、強制のメカニズムをめぐってヴェーバーが付した限定の意味をめぐっては、越智啓三による先行研究（越智（1993): 84-85）も参照のこと。越智は筆者とは違う角度からこの問題に接近しながら、次のような理解に達する。すなわち、ヴェーバーにおいては、広義の意味では法と行政とが一致し、それらが、形式的に「秩序」を実現する（狭義の）法と、実質的な諸目的を考慮しつつ「秩序」を実現する（狭義の）行政に分けうる、と（越智（1993): 93（注 42））。

(39) 『法社会学』: 20/ Weber (2010): 202/ Weber (1972): 184 に加えて Weber［1921］[1975]: 304/ Weber［1921］(2013): 219 参照。後者では、（国家）法的強制に基づく保障が経済活動と密接に関係することをヴェーバー自身が認めつつも、しかしそれはあくまで近代的経済についてである、と限定される。

(40) 周知のとおりヴェーバーは、目的合理的な官僚機構の作動を無条件で肯定はせず、そのような機構の支配がいずれ閉塞へと逢着する可能性を指摘したうえで、その打破の可能性をカリスマの持ち主に委ねる（Gerth & Mills (1946): 51-55）。他方、法発見・法創造との関係でも、彼はカリスマ的資質を持つ者が行なう啓示的な宣言の意義を高く評価しており（『法社会学』: 286/ Weber (2010): 446-447/ Weber (1972): 446）、そこに法専門家の一つの理想的な姿を見いだしている可能性はある（『法社

会学』: 509/ Weber (2010): 617-618/ Weber (1972): 505 での「予言者」へのさしあたり高い評価も見よ。法律家と官僚との対比的な描写として、ヴェーバー［1919］(1980): 37-40 も参照)。しかしまた、政治の領域においてカリスマ的資質が無条件に礼賛されているわけではなかった（ソーンヒル（2004［2000］: 68-69））のと同様、少なくとも20世紀初頭の法状況との関係では――そもそも「官僚制的な裁判官」が法を予言者的に創造できるか、について留保が付されていることに加えて――予言者的法創造の実践の意義もヴェーバーによって低く評価されており（『法社会学』: 533/ Weber (2010): 648/ Weber (1972): 512)、ここでも彼の議論は単純化が許されない。

(41) ただしこれについては、異論がありえよう。ブライアン・Z・タマナハが掲げる法の「定義」は“Law is whatever people identify and treat through their social practices as 'law' (or recht, or droit, etc.)”というものだが（Tamanaha (2001): 194)、彼がこのような見解を採用するのは、《ハートのものを代表とする実証主義的な法概念は、結局のところは西欧的かつ近代的な国家法をモデルとしたものである》という批判的理解を前提に、多様な〈法〉が過去および現在に・さまざまな地点において実際に存在した／する、ことを適切に視野に収めようとするためである（Tamanaha (2017a)/ Tamanaha (2017b) 参照)。そのような観点からすれば、ヴェーバーの法概念も――後述する「形式性」の点のみならず、その視角自体からして――《西欧／近代》の刻印を深く打たれたものと評すべきであって、筆者の見方はいわば楽観的に過ぎるかもしれない。タマナハの法理論に対するクリティカル・アセスメントとして、さしあたり、Nasu (2017): 49-132 所収の諸論稿を参照。

(42) 和田（1996): 219-222 で取り上げられている例を参考にさせていただいた。この問題に対する一つの重要な回答として、六本（1971): 46-48 がある。ただし、近時の紛争過程研究の視角と実施状況とは、「法的行為」の概念のいっそうの細密化を要請している、というのが筆者の理解である。

(43) 関連して、Kronman (1983): 31-34 参照（ただしクロンマンは、ヴェーバーの方法に拠るならば法現象ないし法的行為 legal behaviour の経験科学的画定は困難ではないと考えているようであるが）。

＊次頁以降に【文献一覧】を付す。

（たかはし・ひろし　神戸大学大学院法学研究科教授）

【文献一覧】

○筆頭編著者の姓のアルファベット順に並べ、同一著者の作品については原書―翻訳書の順で、それぞれ公刊年順に並べる。ここではヴェーバー／ウェーバーの表記が混在するが、これは各文献が採用する表記に従うためである。

阿部昌樹（2017）「企画趣旨説明――《法》を見るとはどのようなことなのか」，日本法社会学会（2017）: 1-10.

Albrow, Martin（1990）*Max Weber's Construction of Social Theory*（London, Macmillan Education）.

碧海純一（1959）『法哲学概論』弘文堂.

馬場健一（2000）「法社会学基礎論覚え書き――『固有の法社会学』は可能か」，神戸法学雑誌 49 巻３号 299-336 頁.

Cotterrell, Roger［1983］（1995）"The Sociological Concept of Law", R. Cotterrell, *Law's Community: Legal Theory in Sociological Perspective*（Oxford: Clarendon Press）, pp. 23-40.

Cotterrell, Roger［2006］（2010）"Community as a Legal Concept?: Some Use of a Law-and- Community Approach in Legal Theory", R. Cotterrell, *Living Law: Studies in Legal and Social Theory*（Farnham: Ashgate）, pp.17-28.

Cotterrell, Roger（2014）"A Concept of Law for Global Legal Pluralism?", Donlan & Urscheler（2014）: 193-208.

コトレル，ロジャー（2015）（高橋裕（訳））「「生きる法」からグローバル・リーガルプルーラリズムへ――欧米法社会学の一世紀とその伝統の再検討」，法と社会研究１号 161-184 頁.

Donlan, Seán Patrick/ Lukas Heckendorn Urscheler（eds.）（2014）*Concepts of Law: Comparative, Jurisprudential, and Social Science Perspectives*（Farnham: Ashgate）.

Galligan, D. J.（2007）*Law in Modern Society*（Oxford & New York: Oxford University Press）.

Gephart, Werner（2010）„Einleitung", Weber（2010）: 1-133.

Gerth, H. H./ C. Wright Mills（1946）*From Max Weber: Essays in Sociology*（New York: Oxford University Press）.

ハート, H. L. A.［1961］（2014）（長谷部恭男（訳））『法の概念〔第３版〕』（筑摩書房）.

Hasegawa, Kiyoshi（2017）"Brian Tamanaha's Conception of Law and His Critiques of H. L. A. Hart's Theory of Law", Nasu（2017）: 63-70.

橋爪大三郎（2016）「自己組織性と言語ゲーム」，遠藤薫／佐藤嘉倫／今田高俊（編）『社会理論の再興――社会システム論と再帰的自己組織性を超えて』（ミネルヴァ書房）219-241 頁.

林道義（1970）『ウェーバー社会学の方法と構想』（岩波書店）.

林道義（1972）「ウェーバーの生き方と思想」，林（編・解説）『マックス・ウェーバー〔現代のエスプリ 54 号〕』（至文堂）、5-28 頁.

Hermes, Siegfried（2004）„Das Recht einer „Soziologischen Rechtslehre“. Zum Rechtsbegriff in Max Webers Soziologie des Rechts“, *Rechtstheorie*, Bd. 35, Heft 2, S. 195-231.

広中俊雄［1972］（2004）「裁判における形式的規準と実質的規準」，広中『法過程・法意識の研究〔広中俊雄著作集７〕』（創文社）126-141 頁.

石部雅亮（1973）「ヴェーバーの理論」，川島武宜（編集代表）『法社会学講座７　社会と法１』（岩波書店）82-105 頁.

石村善助（1966-1967）「「固有の法社会学」の領域について――法社会学基礎理論のための覚書⑴⑵」，東京都立大学法学会雑誌７巻１号 1-33 頁／８巻１号 93-122 頁.

石村善助（1983）『法社会学序説』（岩波書店）.

樫村志郎／武士俣敦（編）『トラブル経験と相談行動〔現代日本の紛争処理と民事司法２〕』（東京大学出版会）.

加藤新平（1963）「法の概念規定について若干の論理学的、方法論的考察」，日本法哲学会（編）『法の概念〔法哲学年報　1963㈠〕』1-62 頁.

加藤新平（1976）『法哲学概論』（有斐閣）.

川島武宜［1977］（1982）「「法」の科学理論」，『川島武宜著作集　第２巻　法社会学２基礎理論』（岩波書店）297-359 頁.

厚東洋輔（1977）『ヴェーバー社会理論の研究』（東京大学出版会）.

Kronman, Anthony T.（1983）*Max Weber*（Stanford: Stanford University Press）.

Liu, Sida（2015）“Law’s Social Forms: A Powerless Approach to the Sociology of Law”, *Law & Social Inquiry*, Vol. 40, Issue 1, pp. 1-28.

MacCormick, Neil（2008）*H. L. A. Hart*［2nd ed.］（Stanford: Stanford University Press）.

牧野雅彦（2007）「ウェーバーとシュタムラー」，広島法学 31 巻１号 155-187 頁.

水林彪（2015）「マックス・ヴェーバーにおける法の社会学的存在構造――「改訂稿」をテクストとして」，大島和夫／楜澤能生／佐藤岩夫／白藤博行／吉村良一（編）『広渡清吾先生古稀記念論文集　民主主義法学と研究者の使命』（日本評論社）3-36 頁.

水林彪（2016）「支配と自己統治――憲法「改正」問題についてのヴェーバー的読解の試み」，宇都宮京子・小林純・中野敏男・水林彪（編）『マックス・ヴェーバー研究の現在』（創文社）135-172 頁.

水野謙（2000）『因果関係概念の意義と限界――不法行為帰責論の再構成のために』（有斐閣）.

中村貞二［1970］（1972）「「社会政策」から社会学へ――マックス・ヴェーバーの社会政策回状によせて」，中村貞二『マックス・ヴェーバー研究』（未来社）337-397 頁.

中野敏男［1983］（2013）『マックス・ウェーバーと現代〔増補版〕』（青弓社）.

中野敏男（1993）『近代法システムと批判――ウェーバーからルーマンを超えて』（弘文堂）.

中山竜一（2000）『二十世紀の法思想』（岩波書店）.

Nasu, Kosuke（ed.）（2017）*Insights about the Nature of Law from History: The 11th*

Kobe Lecture, 2014 (Stuttgart: Franz Steiner/ Nomos).
名和田是彦（1984）「マックス・ヴェーバー法理論の基礎的枠組について――「専有」理論、「行政」理論及び法規範論」，社会科学研究［東京大学］36 巻 1 号 201-218 頁.
日本法社会学会（編）（2017）『《法》を見る〔法社会学 83 号〕』（有斐閣）.
越智啓三（1994）「契約による秩序の形成と法――M・ヴェーバーの規範理論を手がかりに」，本郷法政紀要 2 号 65-96 頁.
越智啓三（2007）『家族協定農業の法社会学的研究』（東京大学出版会）.
折原浩（1998）「解説」，ヴェーバー［1904］（1998）: 187-345.
折原浩（2007）『マックス・ヴェーバーにとって社会学とは何か――歴史研究への基礎的予備学』（勁草書房）.
Rehbinder, Manfred（1963）„Max Webers Rechtssoziologie: Eine Bestandsaufnahme“, René König/ Johannes Winckelmann（Hrsg.）, *Max Weber zum Gedächtnis*［Kölner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie, Sonderheft 7］, S. 470-488.
ロールズ，ジョン［1955］（1979）（深田三徳訳）「二つのルール概念」，Ｊ．ロールズ（田中成明（編訳））『公正としての正義』（木鐸社）289-335 頁.
六本佳平（1971）『民事紛争の法的解決』（岩波書店）.
六本佳平（1972）「M・ヴェーバーの「法」概念の構成」，川島武宜（編集代表）『法社会学講座３　法社会学の基礎１』（岩波書店）165-169 頁.
六本佳平（1974）「法社会学における法の概念」，潮見俊隆（編）『社会学講座第９巻　法社会学』（東京大学出版会）31-52 頁.
六本佳平（1979-1983）「法の社会学的理論⑴⑵」、法学協会雑誌 96 巻 12 号 1-39 頁 / 100 巻 4 号 1-36 頁.
六本佳平（1986）『法社会学』（有斐閣）.
六本佳平（1987）「法社会学から見たハートの法概念」，国家学会（編）『国家と市民第３巻』（有斐閣）、389-420 頁.
六本佳平（1989）「ヴェーバーの法概念――法社会学における法の概念⑴」，法学教室 107 号 86-91 頁.
Rokumoto, Kahei（1994）“Introduction”, K. Rokumoto（ed.）, *Sociological Theories of Law*（Aldershot: Dartmouth）, pp. xi-xxi.
佐藤俊樹（2017）「ウェーバーの社会学方法論の生成⑸⑹：リッカートからフォン・クリースへ⑴⑵」，書斎の窓 2017 年３月号 57-64 頁（http://www.yuhikaku.co.jp/static/shosai_mado/html/1703/10.html）/ 2017 年 5 月号 51-60 頁（http://www.yuhikaku.co.jp/static/shosai_mado/html/1705/08.html）.
Schluchter, Wolfgang（1979）*Die Entwicklung des okzidentalen Rationalismus*（Tübingen: J. C. B. Mohr（Paul Siebeck））.
シュルフター，ヴォルフガング［1998］（2000）（山口宏（訳））「マックス・ヴェーバーの『社会経済学綱要』寄稿――編算問題と編纂戦略」，シュルフター／折原（2000）: 47-74.
シュルフター，ヴォルフガング／折原浩（2000）（鈴木宗徳／山口宏（訳））『『経済と社

会』再構成論の新展開――ヴェーバー研究の非神話化と『全集』版のゆくえ』（未来社）.
盛山和夫（2006）「規範的探究としての理論社会学――内部性と構築性という条件からの展望」，富永健一（編）『理論社会学の可能性――客観主義から主観主義まで』（新曜社）28-46 頁.
Selznick, Philip（1969）（with the collaboration of Philippe Nonet and Howard M. Vollmer），*Law, Society, and Industrial Justice*（New York: Russell Sage Foundation）.
隅谷三喜男ほか（1965）「討論」，大塚久雄（編）『マックス・ヴェーバー研究――生誕百年記念シンポジウム』（東京大学出版会）.
瀧川裕英／宇佐美誠／大屋雄裕（2014）『法哲学』（有斐閣）.
Tamanaha, Brian Z.（2001）*A General Jurisprudence of Law and Society*（Oxford and New York: Oxford University Press）.
Tamanaha, Brian Z.（2017a）“Insights about the Nature of Law from History”, Nasu（2017）: 17-45.
Tamanaha, Brian Z.（2017b）“The Orientation of Social Legal Theory”, Nasu（2017）: 133-143.
棚瀬孝雄（1994）「法と法秩序」，棚瀬（編）『現代法社会学入門』（法律文化社）3-44 頁.
テンブルック，フリードリッヒ・H.［1977］（1997）「『経済と社会』からの訣別――ヨハネス・ヴィンケルマン編集による、テクスト校訂上の説明付き『経済と社会』改訂第五版（テュービンゲン、一九七六年）に対する論評のために」，F. H. テンブルック（住谷一彦・小林純・山田正範（訳））『マックス・ヴェーバーの業績』（未来社）95-177 頁.
ソーンヒル，クリス［2000］（2004）（安世舟／永井健晴／安章浩（訳））『現代ドイツの政治思想家――ウェーバーからルーマンまで』（岩波書店）.
Trubek, David M.（1972）“Max weber on Law and the Rise of Capitalism”, *Wisconsin Law Review*, Vol. 1972, No. 3, pp. 720-753.
内田力蔵［1960］（2004）「外国書講読――イギリス法」，内田『イギリス法入門』（信山社）65-110 頁.
和田仁孝（1996）『法社会学の解体と再生――ポストモダンを超えて』（弘文堂）.
和田仁孝／太田勝造／阿部昌樹（編）（2004）『法と社会へのアプローチ』（日本評論社）.
Weber, Max［1907］（1988）„R. Stammlers »Überwindung« der materialistischen Geschichtsauffassung“, Weber（1988）: 291-359.
Weber, Max［1913］（1988）„Über einige Kategorien der verstehenden Soziologie“, Weber（1988）: 427-474.
Weber, Max［1921］（2013）（Knut Worchardt/ Edith Hanke/ Wolfgang Schluchter（Hrsg.））„Soziologische Grundbegriffe“, *Wirtschaft und Gesellschaft. Soziologie.*

Unvollendet. 1919-1920 [Max Weber-Gesamtausgabe, Abt. I/ Band 23] S.147-215 (Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck)).

Weber, Max [1922] (1988) „Nachtrag zu dem Aufsatz über R. Stammlers »Überwindung« der materialistischen Geschichtsauffassung", Weber (1988): 360-383.

Weber, Max (1967) (Heinz Maus/ Friedrich Fürstenberg (Hrsg.)) *Rechtssoziologie* [2 Aufl.] (Neuwied am Rhein und Berlin: Hermann-Luchterhand Verlag).

Weber, Max (1972) *Wirtschaft und Gesellschaft* [5 Aufl.] (Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck)).

Weber, Max (1988) *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre* [7 Aufl.] (Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck)).

Weber, Max (2005) (Edith Henke / Thomas Kroll (Hrsg.)) *Wirtschaft und Gesellschaft. Herrschaft* [Max Weber-Gesamtausgabe, Abt. I/ Band 22-4] (Tübingen, J. C. B. Mohr (Paul Siebeck)).

Weber, Max (2010) (Werner Gephart/ Siegfried Hermes (Hrsg.)) *Wirtschaft und Gesellschaft. Recht* [Max Weber-Gesamtausgabe, Abt. I/ Band 22-3] (Tübingen, J. C. B. Mohr (Paul Siebeck)).

ヴェーバー，マックス［1904］(1998)（富永祐治／立野保男（訳）／折原浩（補訳））『社会科学と社会政策にかかわる認識の「客観性」』（岩波書店）.

ウェーバー，マックス［1907］(1968)（松井秀親（訳））「Ｒ・シュタムラーにおける唯物史観の「克服」」,『ウェーバー　宗教・社会論集〔世界の大思想Ⅱ―７〕』（河出書房）3-65 頁［なお、同訳は『ウェーバー　社会科学論集〔完訳・世界の大思想１〕』（河出書房、1982 年）95-176 頁にも収録され、かつ同書には Weber［1922］(1988) の翻訳も含まれるが、本稿では参照の便宜を踏まえ 1968 年版で引用する］.

ヴェーバー，マックス［1913］(1990)（海老原明夫／中野敏男（訳））『理解社会学のカテゴリー』（未来社）.

ヴェーバー，マックス［1919］(1980)（脇圭平（訳））『職業としての政治』（岩波文庫版、岩波書店）.

ウェーバー，マックス［1921］(1971)（濱島朗（訳））「社会学の基礎概念」，マックス・ウェーバー『社会学論集――方法・宗教・政治〔現代社会学大系第５巻〕』（青木書店）83-168 頁.

ウェーバー，マックス［1921］(1975)（富永健一（訳））「経済行為の社会学的基礎範疇」，尾高邦雄（責任編集）『ウェーバー〔世界の名著 50〕』（中央公論社）295-484 頁.

ウェーバー，マックス［1922］(1960)（世良晃志郎（訳））『支配の社会学Ⅰ』（創文社）.

ウェーバー，マックス［1922］(1974)（世良晃志郎（訳））『法社会学』（創文社）.

ヴェーバー，マックス［1924］(1982)（中村貞二（訳））「市町村の経済的事業によせて」，マックス・ヴェーバー『政治論集 1』（みすず書房）100-106 頁.

Winckelmann, Johannes (1967) „Max Webers Soziologie des Rechts", Weber (1967):

15-49.
吉田勇（1984-1990）「マックス・ヴェーバーの社会学理論における「法秩序」の位置(1)－⑽」，熊本法学42号1-39頁/46号21-72頁/48号41-76頁/50号59-89頁/54号99-152頁/56号1-40頁/59号35-80頁/60号127-153頁/62号67-123頁/66号159-203頁.